

2021年8月24日

奈良県内8市町村との「遺贈による寄附協定」の締結について

南都銀行（頭取 橋本 隆史）は、増加している遺贈ニーズへの対応ならびに相続関連サービスの拡充を目的に、奈良県内の8市町村と『「遺贈による寄附制度」に関する協定』を下記のとおり締結しましたので、お知らせいたします。

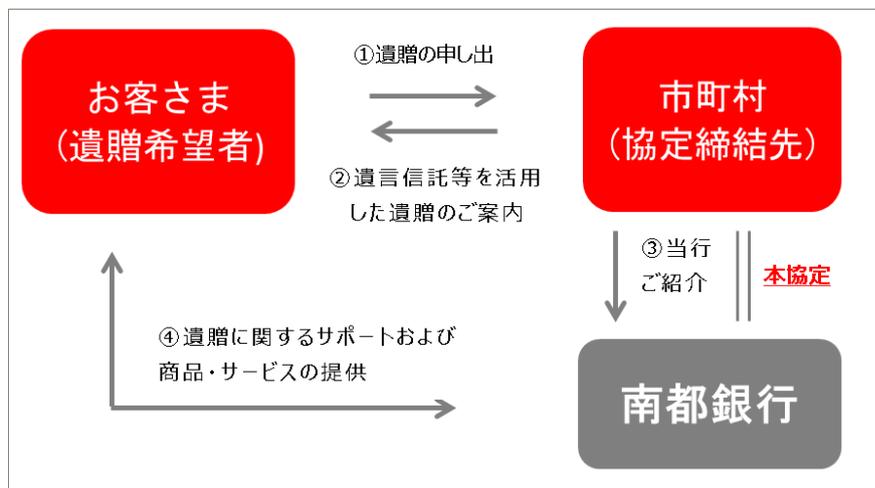
当行は、本協定を通じて、お客さまの地元自治体等への遺贈といった多様なニーズに対応するとともに、自治体等の財源確保への貢献、ひいては地域の振興と発展に取り組んでまいります。

1. 協定書締結先（五十音順）

生駒市	河合町	川上村	上牧町
三郷町	田原本町	奈良市	大和郡山市

2. 協定内容等

- (1) 各市町村では、「遺贈による寄附」の申し出があった場合、遺贈希望者に対し提携する銀行として南都銀行をご紹介いただくことができます。
- (2) 当行は、遺贈希望者の「想い」を確実に実現するため、専門の担当者が遺贈・相続に係る専門的なアドバイスを実施し、遺言書作成等のきめ細かいサポートを行います。*
具体的なスキームは以下の通りです。



* 遺贈希望者から当行へ直接相談があった場合についても、同様のアドバイス・サポートを行います。

3. 締結日

2021年8月24日

【本件に関するお問合せ先】 個人営業部 担当 西田・才治 ^{さいじ} TEL 0742-27-1701
(広報担当) 古賀・甲村 ^{こうむら} TEL 0742-27-1599